

○ 通報協力者に対する謝意の表明について
(平成 13.3.16 例規 17 号)

<概要>

警察署長等は、110番通報、一般通報、口頭による届出等により警察に対して各種事件、事故等に関する有効な通報をした協力者に対し、記念品を贈呈し、又は口頭等により謝意を表明して、県民と警察との良好な関係を保持するとともに、民間協力体制の確保を図ろうとするものである。

記念品の贈呈は、事件、事故等に関する通報で、人の生命、身体又は財産上の重大な被害の防止に相当の効果があったと認められるとき、事件に関する通報で犯人逮捕に直接結びついたとき、その他警察活動に協力援助した場合等であって、警察署長等が適当と認めるときに、通報した協力者に対して行うものである。